

○事象

- ・実施計画の変更認可後、大型廃棄物保管庫（建屋）の工事を進めてきましたが、今回使用前検査申請手続きを行ないます。
建屋工事の内、基礎工事は完了しており、鉄筋関連検査の立会確認が出来ない状況での申請となります。
※遮へい、堰その他の設備は、立会又は記録確認可能な状況です。

○原因

- ・令和2年5月27日に実施計画の変更が認可され、大型廃棄物保管庫の建屋工事に着手いたしました。
使用前検査申請については工程管理を実施していましたが、基礎工事の鉄筋関連検査は立会又は記録確認であり、記録確認で受検しようと思い、基礎工事完了前に使用前検査申請をしておりませんでした。
他の確認項目の使用前検査受検時期がきた時、使用前検査申請を行なう予定にしてしまいました。

○他件名の状況

- ・現在、建屋（建築関連）の実施計画変更認可件名は4件名あり、1件は本件名、1件は使用前検査申請済の「JAEA施設」、1件は使用前検査申請手続き中の「減容施設」、使用前検査申請準備中の「一時保管エリア」となります。

○今後の対応策について

- ・工程表の使用前検査申請期日に「ホールドポイント（HP）」と明記いたします。
- ・「HP」の完了を確認しなければ次工程に進めませんので、HP管理を行ないます。
- ・建築部内で実施している「再発防止会議」で、周知を図ります。